

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和2年6月22日	
愛知県知事殿	
提出者	
住所 西尾市寄住町下田22番地	
氏名 西尾市長 中村 健	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0563-56-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	西尾市民病院
事業場の所在地	西尾市熊味町上泡原6番地
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	病床数：372床
③従業員数	551人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物、引火性廃油 →中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 院長（特別管理産業廃棄物管理責任者） 管理課長（廃棄物担当課課長及び環境委員会委員長） 管理課庶務・施設担当（廃棄物担当及び環境委員会事務局） 環境委員会（診療部、薬剤部、診療技術部、看護部、事務部、委託業者）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出 量	7 2 . 2 1 0 t	1 . 1 4 t
	（これまでに実施した取組） 適正な分別を実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出 量	7 5 t	1 . 5 t
	（今後実施する予定の取組） 安全を確保しながら、適正な分別を推進する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物及び引火性廃油は、それぞれ専用容器に分別し、保管している。		

	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

1 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

1 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	72.21 t	1.14 t

			優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	1. 14 t
			再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
			認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
			認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
		(これまでに実施した取組) 委託先処理業者へ定期的に現地確認を実施。			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	75 t	1. 5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	1. 5 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	0 t

		(今後実施する予定の取組) 委託先業者へ定期的に現地確認を実施する。	
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	7 3 . 3 5 t	
	(今後実施する予定の取組) 令和２年度より導入した。		
※事務処理欄			